

4. 自宅で療養生活を続けたい

(1) 訪問診療

訪問診療とは、医師が定期的に自宅訪問し、診察などを行います。患者さんやご家族からの求めに応じて24時間態勢で、必要な場合には訪問看護ステーション、さらにはケアマネジャー（介護支援専門員）とも連携を取りながら、患者さんが安心して療養生活を送ることができる体制を整えます。また、状態が急に悪くなったときには医師と連携し、治療法の相談や再入院の手配を行います。

費用は医療保険や介護保険の各種制度を利用することもできます。在宅療養支援診療所は、一般の診療所とは料金システムが異なります。

医療費の負担を減らしたい ➡ P68

(2) 訪問看護

訪問看護とは、病気や障害を持った人が住み慣れた家で、その人らしく生活ができるよう看護ケアを提供するサービスです。医師の指示のもと、訪問看護ステーションから看護師等が利用者宅を訪問し、医師等と連携を取りながら、24時間体制で療養生活を送っている方の看護を行います。

費用は医療保険や介護保険の各種制度を利用することもできます。

医療費の負担を減らしたい ➡ P68



覚えておくといこと

訪問診療・看護を希望する場合は、がん相談支援センターまたは、かかりつけの病院のソーシャルワーカー、ケアマネジャーにご相談ください。

がん相談支援センター ➡ P38



コチラもCheck!

- ➡ P83 「在宅医療、在宅での療養生活を支える仕組み」
- ➡ P87 「介護保険の申請から利用まで」

(3) 介護保険

在宅で療養していると、人の助けや福祉用具（ベッドや車いすなど）が必要になることがあります。そのようなときの支援のひとつに、介護保険制度があります。介護保険の対象になると、介護度に応じて、介護保険サービスを総費用の1割、または2割の自己負担で利用することができます。



覚えておくといこと

介護保険は、申請をして要介護認定を受けるまでには、1ヶ月ほどかかります。早めに申請することをおすすめします。

各市町村介護保険担当課 ➡ P94

【介護保険の対象・サービス内容】

■対象

- ①(第1号被保険者) 65歳以上の被保険者で、入浴・排泄・食事などの日常生活動作について、介護を必要とする状態にある方、あるいは虚弱な状態であって要介護状態とならないために適切なサービスを受けることが必要な方。
- ②(第2号被保険者) 40歳～65歳未満の医療保険に加入している方で、16の特定疾病に該当し、介護を必要とする場合。
※16の特定疾病には、医師が「がんで回復の見込みがない状態に至った」と判断した方も含まれます。

■受けられるサービス

認定審査によって要介護状態区分が決定します。ケアマネジャーと相談し、次のようなサービスが受けられます。

🏠 在宅サービス

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導(医師、薬剤師、栄養士)、デイケア、デイサービス、福祉用具、住宅改修など

🏢 施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等

(4) 福祉用具・介護用品の貸与

福祉用具・介護用品が急に必要になったとき、または一時的に必要なになったときに、社会福祉協議会より特殊寝台（ベッド）^{じょくそ}・褥創予防マット・車いす・杖・歩行器などを貸与することができます。

ただし貸与品目や対象者、貸付期間、自己負担額などは市町村によって異なるため、利用を希望される方は、各市町村の社会福祉協議会へ、直接ご連絡ください。連絡先につきましては、沖縄県社会福祉協議会のホームページにてご確認ください。各市町村の介護保険課でもお問い合わせできます。



沖縄県社会福祉協議会 ➡ P95

<http://www.okishakyo.or.jp>

📞 問い合わせ先 各市町村の介護保険担当課 ➡ P94

(5) 介護タクシー

ホームヘルパー 2級以上の資格を取得した乗務員が、病院や施設などへの送迎、観光や冠婚葬祭など、介護を必要とする方々を車いす（座った状態）やストレッチャー（横になった状態）で、移動できる手段を提供します。利用する際は予約が必要ですので、下記の連絡先にお問い合わせください。また、利用料金やサポート料金なども事前に確認しましょう。

地 区	会 社 名	電 話
北部/中部/南部	沖縄介護タクシー事業協同組合	0120-356-194
八重山地区 (石垣島)	ゆいケアサービス	0980-84-3939
	あずまタクシー	0120-8349-54
宮古地区 (宮古島)	グリーン	0980-74-3113
	みつば	0980-75-3043
	ケアネット	0980-74-1160
	社会福祉協議会(緊急対応時)	0980-72-4240

(2017年2月現在)※掲載は主な事業所です。

(6) 高齢者の相談窓口(地域包括支援センター)

高齢者等（介護保険対象者含む）の総合相談や権利擁護のための相談窓口です。介護保険サービスに関する相談・苦情や、日常生活での困りごとについてご相談できます。各市町村の地域包括支援センターへご相談ください。



沖縄県高齢者福祉介護課ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/kaisei/top.html>

(7) ファミリーサポートセンター

育児の手助けをしてほしい方と、育児の手助けをしたい方が会員となり、お互いに信頼関係を築きながら、地域が主体となって行う子育て支援の有償ボランティア活動です。利用する際は、近隣市町村設置のファミリーサポートセンターへ直接ご相談ください。連絡先につきましては、下記のホームページにてご確認ください。

■ 援助内容

- ・保育園の開始前や終了後、子どもを預かること
- ・保育園までの送迎を行うこと
- ・学童保育終了後、子どもを預かること
- ・保護者等の病気や急用等の場合に子どもを預かること

■ 利用方法

在住・在勤の市町村が設置するファミリーサポートセンターに会員登録が必要です。

沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会

子ども生活福祉部子育て支援課 📞 098-866-2457

FAX: 098-866-2433

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁行政棟3階(南側)

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kododate/famisapo.html>

(2017年2月現在)